

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立むなかた特別支援学校
課程又は 教育部門	全日制（知的障がい）

学校番号

特5

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、本校に在籍する当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を利用して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。その際、心身の苦痛を訴えきれない児童生徒がいることも理解して適切な対応をする。

(2) 本校の目標

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、組織的に対応することが必要である。また、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識をもって、全教職員がそれぞれの役割と責任を自覚することが必要である。よって、いじめの未然防止や早期発見を目指し、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的な考え方

児童生徒一人一人の障がい特性や発達段階に応じた支援を行い、安心して過ごすことのできる環境づくりを基盤としながら、相手の違いや特性を理解し、尊重する態度を育てることを基本とする。また、具体的な場面を通して望ましい関わり方を繰り返し指導・支援し、成功体験を積み重ねることで、自己肯定感や他者を受け入れる意識の向上を図る。

さらに、児童生徒が行動の背景にある思いや困難さを教職員が丁寧に捉え、小さな変化やトラブルの段階から組織的に情報共有し、早期に対応する体制を整えるとともに、教職員間の共通理解のもとで一貫した支援を行い、保護者や関係機関と連携しながら、いじめを生まない学校風土の醸成に努める。

(2) 具体的取組

①障がい特性と他者尊重の指導

児童生徒の障がい特性の違いによって生じる行動や表現の違いについて、発達段階に応じて分かりやすく伝え、相手の行動には理由があることを理解できるように支援する。また、お互いの違いを認め合い、相手を大切にすることを育てる学習を日常的に積み重ねる。

②安心して過ごせる環境づくり

児童生徒一人一人の障がい特性や発達段階に応じて、活動内容や学習環境の調整を行い、見通しをもって学校生活を送ることができるよう支援する。具体的には、写真や絵カード、実物等を用いた視覚的支援により分かりやすく示すとともに、活動場所の構造化等を行うことで、不安や混乱を軽減し、落ち着いて過ごせる環境を整える。また、教職員が日常的に丁寧な声掛けや関わりを行い、児童生徒が安心して気

持ちを表出できる関係づくりに努める。

③自己肯定感・自己有用感の育成

学校生活の様々な場面において児童生徒が役割を担う機会を設定し、達成感や成功体験を積み重ねることができるよう支援する。できたことや努力した過程を具体的に認める肯定的な評価を日常的に行い、自分にもできるという感覚を育てる。さらに、友達から感謝されたり認められたりする経験を通して、自分が集団の中で大切な存在であると感じられるように支援する。

④小さな変化を見逃さない早期把握

日常的な観察や健康観察、個別のやり取り等を通して児童生徒の様子を丁寧に把握し、表情や行動の変化などのサインを見逃さないよう努める。気になる様子が見られた場合には、教職員間で速やかに情報共有を行う。

⑤組織的な支援体制の充実

いじめ対策委員会を中心として児童生徒の状況を共有し、いじめの疑いがある段階から組織的に対応できる体制を整える。また、教職員間で支援方針を統一し、一貫した関わりができるように努める。

⑥保護者及び関係機関との連携

家庭での様子について保護者と情報共有を行い、学校と家庭が共通理解のもとで児童生徒を支援できるよう連携を図る。必要に応じて関係機関と連携し、支援体制の充実に努める。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的な考え方

本校に在籍する児童生徒は、障がい特性や発達段階により、自分の思いや困り感を言葉で表現することが難しい場合がある。児童生徒の訴えだけに頼るのではなく、日常的な観察を通して行動や表情、生活の様子の変化などの小さなサインを丁寧に捉えることを基本とする。

いじめは表面化しにくく、本人に自覚がないまま行われている場合もあることから単なるトラブルとして見過ごすことなく、その背景や関係性を多面的に捉える視点を教職員が共有する。特に、障がいの程度やコミュニケーション能力の違いによって力関係が生じやすい場合には一層の注意を払う。

（2）いじめの早期発見のための措置

①日常的な観察の充実

児童生徒の表情や行動、対人関係の様子、登校時や活動場面での変化等について教職員が日常的に丁寧な観察を行い、小さなサインを見逃さないよう努める。特に、自分の気持ちを言葉で表現することが難しい児童生徒については、生活リズムの変化や情緒面、行動の変化等にも注意を払う。

②教職員間の情報共有体制の整備

学級担任だけでなく、学年や学部、関係職員が児童生徒の様子について情報共有を行う機会を設定し、気になる兆候が見られた場合には速やかに共有できる体制を整える。また、複数の視点から状況を把握することで、いじめの可能性を見過ごさないよう努める。

③全教職員による見守り体制の構築

担任や所属学部に限らず、全ての教職員が学校全体の児童生徒を見守るという意識をもち、登下校時や校内での移動時間、休み時間等も含めて児童生徒の様子に目を向けるよう努める。日常的な関わりの中で気付いた小さな変化や違和感についても共有することで、特定の教職員だけに負担を集中させることなく、学校全体で児童生徒を支える視点をもつ。

④アンケート及び保護者連携による実態把握

発達段階に応じた方法でアンケートや聞き取りを実施し、児童生徒の人間関係の状況把握に努める。言語による回答が難しい場合には、表情カードや選択式等の方法を活用するなど、実態に応じた把握を行う。また、家庭での様子や変化について保護者と情報共有し、学校と家庭の双方から児童生徒の状況を把握できるよう連携を図る。

⑤校内組織による早期対応体制

いじめの疑いがある事案や気になる兆候については、いじめ対策委員会に報告し、組織的に状況を把握するとともに、対応方針を検討する体制を整える。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処〈ネット上のいじめを含む〉）

（1）基本的な考え方

本校では、児童生徒が心身の苦痛を感じている状況が認められる場合には、その訴えや様子を重く受け止め、いじめとして捉えて対応する。特に、本校には自分の思いや困り感を言葉で表現することが難しい児童生徒も在籍していることから、言葉による訴えだけで判断するのではなく、表情や行動、生活の様子なども含めて状況を丁寧に把握することを大切にする。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①速やかな報告と情報共有

いじめの発見又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに管理職へ報告するとともに、関係する教職員間で情報を共有し、組織的に対応する体制を整える。疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会に第一報を入れる。

②安全確保の徹底

安心して学校生活を送ることが難しくなっている児童生徒の安全と安心を最優先とし、状況に応じて見守り体制の強化や環境調整を行うなど、速やかに必要な対応を講じる。

③事実関係の把握

関わった児童生徒への聞き取りについては、障がい特性や発達段階に配慮しながら丁寧に行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応し、客観的かつ多面的に事実関係の把握に努める。

④対応方針の検討と保護者との連携

把握した内容をもとに校内で対応方針を検討し、保護者と情報共有を行いながら、共通理解のもとで指導・支援を進める。

⑤継続的な見守りと再発防止

対応後も継続的に児童生徒の様子を見守り、関係性の改善や環境調整を図るとともに、同様の事案が生じないように再発防止に努める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

①安全と安心の確保

安心して学校生活を送ることが難しくなっている児童生徒について、安全と安心を最優先とし、見守り体制の強化や環境調整等を行うなど、速やかに必要な支援を行う。

②丁寧な状況把握と受容的な関わり

児童生徒の思いや不安に寄り添いながら障がい特性や発達段階に応じた方法で状況を丁寧に把握する。言葉での表現が難しい場合には、表情や行動、補助的な手段を活用しながら気持ちの把握に努める。

③継続的な心のケアと支援

不安や緊張の軽減を図るため、安心できる関係づくりを基盤としながら、個別の関わりや支援を継続的に行う。また、必要に応じて関係職員と連携し、支援体制の充実を図る。

④保護者との連携と情報共有

保護者に対しては、状況や学校の対応について丁寧に説明を行い、不安の軽減に努めるとともに、家庭での様子についても情報共有を図りながら、共通理解のもとで進める。

⑤継続的な見守りと再発防止

支援後も児童生徒の様子を継続的に見守り、安心して学校生活を送ることができるよう関係性や環境の調整を行うとともに、同様の状況が生じないように再発防止に努める。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①行動の振り返りと理解の促し

関わった児童生徒に対して、当該の行動が相手にどのような影響を与えたかについて、発達段階や障がい特性に応じて分かりやすく伝え、自らの行動を振り返ることができるように指導する。

②背景の把握と個に応じた支援

当該の行動の背景にある困難さやストレス、対人関係の課題等を丁寧に把握し、必要に応じて環境調整や個別の支援を行うことで、同様の行動の再発防止を図る。

③望ましい関わり方の指導

適切なコミュニケーションの方法や相手との関わり方について、具体的・体験的な指導を行い、場面に応じた行動がとれるよう支援する。

④保護者への説明と助言

保護者に対しては、状況や学校での対応について丁寧に説明するとともに、家庭での関わり方や支援の在り方について助言を行い、共通理解のもとで児童生徒を支える体制を整える。

⑤継続的な見守りと関係性の改善

指導後も継続的に様子を見守り、関係性の改善に向けた支援を行うとともに、必要に応じて関係する児童生徒間の関係改善を図り、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

①事実に基づく指導と共通理解の形成

当該の事案については、児童生徒の発達段階や障がい特性に配慮しながら必要な範囲で事実関係を分かりやすく伝え、集団として望ましい行動について共通理解を図る。

②他者理解と適切な関わり方の指導

相手の気持ちや立場を考えることの大切さや、障がい特性の違いによって行動や表現が異なることについて指導し、相手の尊重した関わり方ができるよう支援する。

③集団の雰囲気づくりと規範意識の醸成

いじめを許さない態度を育てるとともに、互いを認め合い、安心して過ごせる集団づくりを進める。日常的な活動を通して、良い関わりを評価し、望ましい行動を広げていく。

④個々の児童生徒への配慮と支援

集団の中で不安を感じている児童生徒や影響を受けている児童生徒に対しては、個別に状況を把握し、安心して過ごせるよう必要な支援を行う。

⑤継続的な見守りと再発防止

集団の変化を継続的に観察し、関係性の改善や安定を図るとともに、同様の状況が生じないように指導を継続する。

(6) ネット上のいじめへの対応

①情報の把握と迅速な対応

ネット上のいじめに関する情報を把握した場合には、速やかに管理職へ報告するとともに、関係する教職員で情報を共有し、組織的に対応する体制を整える。

②事実確認と記録の徹底

書き込み内容ややり取りの状況について、画面の保存や記録を行いながら事実関係の把握に努める。児童生徒の発達段階や障がい特性に配慮しつつ、関係する児童生徒から丁寧に聞き取りを行う。

③関係児童生徒への指導・支援

安心して学校生活を送ることが難しくなっている児童生徒の安全と安心を確保するとともに、関わった児童生徒に対しては、情報モラルや適切な利用方法について具体的に指導する。

④保護者との連携及び外部機関との協力

保護者に対して状況を丁寧に説明し、家庭での端末利用の在り方等について協力を依頼する。また、必要に応じて関係機関と連携し、適切に対応する。

⑤未然防止と再発防止の取組

情報モラルに関する指導を継続的に行い、インターネット上での適切な関わり方について理解を深めるとともに、同様の事案が生じないように再発防止に努める。

(7) いじめの解消

①解消の判断基準の明確化

いじめの解消については行為が止んでいる状態が一定期間経過していること及び安心して学校生活を送ることが難しくなっている児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態であることを確認した上で判断する。

②継続的な見守り

いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とし、その期間においても児童生徒の様子を丁寧に見守り、再発の兆候がないか継続的に確認する。

③本人及び保護者への確認

安心して学校生活を送ることが難しくなっている児童生徒及びその保護者に対し、現在の状況について丁寧に確認を行い、安心して過ごせているかを把握する。

④関係児童生徒への継続的な支援

関わった児童生徒に対しては、関係性の改善や安定を図るための指導・支援を継続し、望ましい関わり方が少しでも理解できるよう働きかける。

⑤解消後の再発防止

解消と判断した後も、日常的な観察や関係調整を継続し、同様の状況が再び生じないように再発防止に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条より）

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、上記ア、イに規定する児童生徒の状況に至る要因が、当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(例)・生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義（文部科学省「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、県教育委員会を通じて県知事へ報告する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で経過報告及び説明をする。これらの情報の提供に当たっては、学校は他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分に配慮する。

②調査の報告

調査結果については、再発防止策を加え、県教育委員会を通じて県知事に報告する。また、調査の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県教育委員会を通じて県知事に送付することができる。

6. いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

組織の名称を「生徒指導・いじめ対策委員会」、「重大事態対応委員会」とし、以下の(1)、(2)の役割と機能を有することとする。

(2) 組織の役割と機能（いじめ防止対策推進法第22条）

①目的と構成

本組織は、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対応を組織的に推進することを目的とする。併せて、いじめが疑われる事案や発生した事案についての情報の共有及び対応方針の検討を行い、学校全体で一貫した支援体制を構築する役割を担う。

構成員は、校長、副校長、教頭、学部統括主幹、生徒指導課長、学部主事、養護教諭、関係担任とし、必要に応じて外部の専門家や関係機関を加える。

②役割と機能

学校いじめ防止基本方針の策定及び見直しを行うとともに、いじめの未然防止に向けた取組の企画・推進、早期発見のための体制整備及び実態把握を行う。また、いじめの疑いがある事案に係る情報の収集・共有を行い、対応方針を検討するなど、組織的に対応する。さらに、関係する児童生徒への指導、支援や保護者との連携、重大事態への対応及び調査、教職員研修の

実施等を通して、いじめの防止等に総合的に取り組む。

(3) 重大事態に係る調査のための組織の役割と機能（いじめ防止対策推進法第28条）

①目的と構成

本組織は、重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行い、当該事案の背景や要因を把握するとともに再発防止に向けた対応を図ることを目的とする。

構成員は、校長、副校長、教頭、生徒指導課長、関係職員等を基本とし、事案の重大性や内容に応じて心理や福祉等の専門的知見を有する外部の専門家や関係機関の職員を加え、公平性・中立性を確保した体制で調査を行う。

②役割と機能

重大事態が発生した場合に、関係する児童生徒や教職員、保護者等からの聞き取りや資料の収集等を通して、客観的かつ多面的に事実関係を把握する。また、当該事案の背景や要因を分析し、再発防止に向けた具体的な対応策を検討する。さらに、調査の経過や結果については、関係する児童生徒及び保護者に適切に説明するとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を行う。

7 学校評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめ問題への取組状況を評価する。さらに「生徒指導・いじめ対策委員会」において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に生かすようにする。